

申告の時期となりました

期間は、2月16日(木)～3月15日(木)

平成23年分所得税の確定申告、平成24年度町個人住民税(町県民税)の申告の時期になりました。
この申告により、平成23年分所得と税額が確定し、平成24年度の個人住民税や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの金額を算定します。この申告をされない、減額対象者となる場合の減額措置や所得証明書などの交付が受けられなくなりますので、期間内の申告をお願いします。



申告が必要な方

1. 商業・工業・農業などの事業を営んでいる方
2. 株式の配当・家賃・地代などの収入がある方
3. 土地・建物などを売り、その収入がある方
4. 給与所得のある方で次に該当する方



- ① 給与の年収が2千万円を超える方
- ② 年末調整をした給与以外の所得が20万円を超える方
- ③ 年末調整をした内容から変更がある方
- ④ 退職などにより年末調整ができていない方
- ⑤ 給与を2か所以上から受けている人で、従たる給与の収入金額と②の所得の合計が20万円を超える方

- ⑥ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の貸付料などを受け取っている方
- ⑦ 源泉徴収が行われない給与を受けている方

※②、⑤について、所得の合計が20万円以下の場合、所得税の申告は不要ですが、個人住民税の申告は必要です。

5. 公的年金所得のみの方で、次に該当する方

- ① 生命保険料控除などの所得控除を受けられる方
 - ② 公的年金を複数から受取っている方
- ※所得税の申告を省略できる場合がありますが、個人住民税の申告は原則必要です。

6. 個人年金の受取がある方

7. 生命保険などの満期返戻金から必要経費を差し引いた残額が、50万円を超える方

※複数ある場合は合計額が50万円を超える方

8. 住宅の取得・増改築などにより、住宅借入金等特別控除を新たに受けられる方

9. 収入のない方

※1～9以外の場合でも申告が必要となる場合があります。ご不明な点は、お問い合わせください。

申告受付会場

2月16日～2月27日

溝口公民館2階中会議室

※昨年とは会場を変更しています。

※ご注意ください。

2月28日～3月15日

農村環境改善センター1階会議室

受付・申告時間

【午前の部】

受付 7時40分～10時

申告 9時～12時

【午後の部】

受付 7時40分～15時

申告 13時30分～17時

建物の入り口は、7時40分に開錠します。



日程

月	日	曜	集 落	月	日	曜	集 落
2	16	木	間地、二部区、森脇、畑池中央、東畑池、池田	3	1	木	丸山、小林、藍野、ペンション
	17	金	福岡区、焼杉、三部一区、三部二区		2	金	上細見、立岩、木戸口、吉定
	19	日	予備日(溝口地域対象)※午前のみ(午後は申告相談を行いません)		4	日	予備日(全地域対象)
	20	月	溝口一、溝口文教、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、谷川		5	月	岸本、押口、伯耆ニュータウン
	21	火	上の名、須鎌、藤屋、船越、福吉、福島、宮原、白水、根雨原、宇代		6	火	駅前、吉長、遠藤、遠藤団地、リバータウン
	22	水	中祖、古市、父原、荘一、荘二、荘三		7	水	大寺、こしが丘
	23	木	大江、長山、妙見寺、貴住、上野、大平原、金屋谷		8	木	殿河内、田園町、みどり
	24	金	岩立、榎水高原、アイノピア、遊久の郷、大内、籠原、栃原、大瀧、大坂、大倉、大原		9	金	坂長
	27	月	富江、末鎌、福永、添谷※午前のみ(午後は申告相談を行いません)		12	月	スカイタウン大殿、岩屋谷、小野、小町
28	火	林ヶ原、清山、口別所、久古、福原、サン団地	13 ～ 15	火 ～ 木	予備日(全地域対象)		
29	水	番原、真野、大原、須村					